

平成30年3月23日

鹿児島市監査委員	中	園	博	揮
同	小	迫	義	仁
同	柿	元	一	雄
同	ふ	じくぼ	博	文

平成29年度定期監査（学校監査）の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表します。

## 記

### 1 監査対象学校名

小学校 吉田小学校、坂元小学校、大龍小学校、名山小学校、草牟田小学校、武小学校、  
広木小学校、中洲小学校、八幡小学校、中郡小学校、紫原小学校、伊敷台小  
学校、谷山小学校

中学校 吉田北中学校、吉野中学校、坂元中学校、長田中学校、武中学校、天保山中学  
校、紫原中学校、伊敷台中学校、谷山北中学校、星峯中学校

高等学校 鹿児島玉龍高等学校

### 2 監査の期間

平成30年1月15日から同年3月23日まで

### 3 監査の対象項目

平成29年度（平成29年11月30日現在）の財務に関する事務等の執行が、適正かつ  
効率的に行われているかどうかを主眼にし、次の項目を中心に監査を行った。

#### (1) 収入事務

収入金の払込、納入済通知書の保管等の収入事務の状況

#### (2) 支出事務

予算執行、見積、支出負担行為、履行確認、支出命令書の処理等の支出事務の状況

(3) 物品出納事務

備品台帳、重要物品管理簿、物品出納簿等の整備、備品、物品の保管・管理等の状況

(4) 財産管理

校庭、校舎及び工作物等の管理、財産台帳の整備及び目的外使用許可等の状況

(5) 学校防災

消防用設備等の設置、避難路の確保、防災訓練の実施及び防災に関する手続等の状況

(6) 市職員の勤務処理等

市職員の勤務、休暇及び服務等並びに臨時職員の雇用等の処理状況

4 監査の方法

本監査は、財務に関する事務等の執行について、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査及び学校施設等の実地調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の結果

小学校、中学校及び高等学校の監査項目ごとの監査結果は、次のとおりであった。

一部不適切な事項については事務処理等の改善を図るよう、また不備のあったものについては遺漏なきよう、直接または教育委員会事務局を通じて関係学校長に指導した。

(1) 収入事務

鹿児島市立学校施設照明設備使用料条例により、使用料は前納しなければならないと規定されているが、前納されないまま使用させ、さらにその使用料が数ヶ月にわたって未納という事例があった。

また、鹿児島市立学校体育施設の開放に関する規則で定められている施設利用団体登録申請及び施設利用許可申請がなされていないまま施設を利用させていた事例があった。

その他、規則に拠らない事務処理が一部にみられた。

(2) 支出事務

見積書の記入事項の漏れなど、見積書の取扱いの不備や、旅費の支給で不適切なものがあつた。

(3) 物品出納事務

物品出納簿の取扱いや薬品の管理において、不適切なものがあつた。

(4) 財産管理及び学校防災

目的外使用許可の手続などに不備があるものや、施設の維持管理等において、防火面や安全管理上、注意すべき点や改善を要する点などがみられた。

[意見]

・夏季休業中のプール開放（学校プール管理運営事業）については、その根拠を整理され

たい。

・学校体育施設の開放にあたっては、利用許可権限者が明確となるよう、鹿児島市立学校体育施設の開放に関する規則の条文の整理を検討されたい。

・施設管理や防犯対策等については、児童・生徒の安全確保を最優先に、さらに教育環境の向上に努められたい。